

**SAGA2024佐賀市実行委員会**  
**宿泊衛生専門委員会**  
**第1回弁当部会**

**SAGA**  
**2024**  
国スポ・全障スポ  
**SAGA-CITY**

**日時：令和4年8月25日（木）午前10時～**  
**会場：まるなかビル3階会議室**

# SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会

## 第1回弁当部会 目次

### ◆ 報 告 事 項

第1号報告	第78回国民スポーツ大会の概要及び弁当部会について	1
第2号報告	SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会 弁当部会設置要項について	4
第3号報告	弁当調製施設基礎調査の結果について	5

### ◆ 審 議 事 項

第1号議案	第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調達要項（案）	7
第2号議案	第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設選考基準（案）	11
第3号議案	第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設募集要項（案）	14

### ◆ そ の 他

	今後のスケジュールについて	19
--	---------------	----

### ( 参 考 資 料 )

資料1	SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会名簿	21
資料2	第78回国民スポーツ大会佐賀市医事・衛生基本計画	22
資料3	SAGA2024佐賀市実行委員会第1回常任委員会において審議 決定された基本計画	23
資料4	SAGA2024佐賀市実行委員会会則	29
資料5	SAGA2024佐賀市実行委員会専門委員会規程	33

# SAGA 2024

国スポ・全障スポ

## SAGA-CITY

### 第78回国民スポーツ大会の概要及び弁当部会について

SAGA2024佐賀市実行委員会事務局



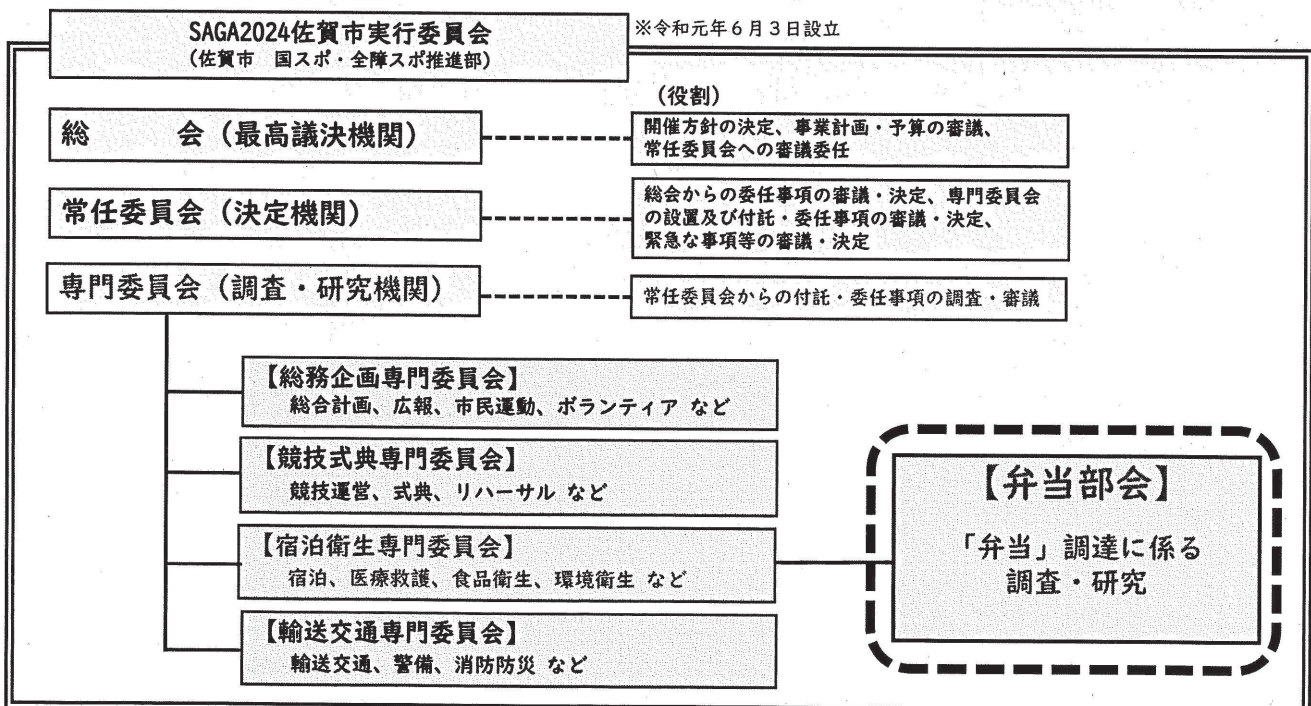
#### (1) 第78回国民スポーツ大会（佐賀大会）の概要

項目	内容
目的	広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするもの。
主催者	日本スポーツ協会、文部科学省、佐賀県、 <u>会場地市町</u> 、 日本スポーツ協会加盟競技団体
開催期間	○本大会：2024年10月5日（土）～10月15日（火） ○会期前①：2024年9月5日（木）～9月17日（火） ○会期前②：2024年9月21日（土）～10月1日（火）  ↓ 本大会11日間+会期前24日間の約1カ月間、県内で各競技会が開催される  ※佐賀大会では競技会場の集中、宿泊施設不足等の本県特有の課題対策として、会期を分散して開催することから、先催県より開催期間が長期になる。
実施競技	○正式競技〔本大会37競技〕 ○特別競技〔1競技〕
参加者数	約22,000人（選手・監督）

## (2) 佐賀市開催競技 (国民スポーツ大会 正式競技14競技・特別競技1競技)

No	競技名・種目名		種別	会場
1	陸上競技		全種別	SAGAサンライズパーク SAGAスタジアム
2	水泳	競泳	全種別	SAGAサンライズパーク SAGAアクア
		飛込	全種別	SAGAサンライズパーク SAGAアクア
		水球	少年男子・女子	SAGAサンライズパーク SAGAアクア
		アーティスティックスイミング	少年女子	SAGAサンライズパーク SAGAアクア
3	サッカー	成年女子・少年女子	SAGAサンライズパーク SAGAスタジアム SAGAサンライズパーク セカスタ SAGAサンライズパーク ボールフィールド 佐賀市健康運動センター	
4	テニス	全種別	SAGAサンライズパーク テニスフィールド 佐賀県立森林公園テニスコート	
5	ボート	全種別	佐賀市富士しゃくなげ湖水上競技場	
6	バレーボール	成年女子	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ	
7	体操	競技	全種別	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ
		新体操	少年男子・少年女子	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ
		トランポリン	男子・女子	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ
8	フェンシング	全種別	SAGAサンライズパーク SAGAプラザ	
9	柔道	成年男子・少年男子・女子	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ	
10	ライフル射撃	25m	成年男子	佐賀県警察学校
11	ラグビーフットボール		成年男子・少年男子・女子	SAGAサンライズパーク ボールフィールド
12	カヌー	スプリント	全種別	佐賀市富士しゃくなげ湖水上競技場
13	クレー射撃	トラップ・スキート	成年	佐賀県射撃研修センター
14	ボウリング		全種別	ボウルアーガス
15	高等学校野球	硬式	-	さがみどりの森球場

## (3) SAGA2024佐賀市実行委員会組織図



## (4) 弁当部会について

宿泊衛生専門委員会

弁当部会

○部会の役割・組織（SAGA2024佐賀市実行委員会専門委員会規程）

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

○任期等（SAGA2024佐賀市実行委員会会則）

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

4 委員等は、無報酬とする。

## (5) 弁当部会の役割

①佐賀市で調達する弁当の種類及び対象者（予定）

弁当の種類	対象者（15競技会の選手・監督、関係者）	調達予定数
幹旋弁当	選手・監督、視察員、報道員、競技会係員等の希望する者	約5万個 (R1年茨城大会実績より)
支給弁当	大会・競技（会）役員、競技補助員、ボランティア等	

②弁当部会の役割（部会委員に専門的立場より調査・研究及び助言をいただきたい内容）

調査研究項目	詳細
(1) 弁当調製施設の選考に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁当調製施設調査への助言（情報提供など）</li> <li>・弁当調製施設選考基準及び公募要項の作成</li> <li>・弁当調製施設の選考及び指定</li> </ul>
(2) 弁当メニュー・食材に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メニュー及び食材の検討→試食会の実施</li> <li>・弁当容器、料金の検討</li> <li>・栄養価（カロリー）検討</li> </ul>
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁当調達要項の作成</li> <li>・弁当表示ラベル内容の検討</li> <li>・各種検査への協力（食品衛生監視票、検便等）</li> <li>・食品衛生講習会等への講師派遣</li> </ul>

### SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、SAGA2024佐賀市実行委員会専門委員会規程第7条の規定に基づき、宿泊衛生専門委員会弁当部会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称及び調査研究事項)

第2条 名称は、SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会（以下「部会」という。）とする。

2 部会の調査研究事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 弁当調製施設の選考に関する事。
- (2) 弁当メニューに関する事。
- (3) その他弁当に関する事。

## 弁当調製施設基礎調査の結果について

### 佐賀市基礎調査結果

#### (1) 調査内容

- ・目的：本市開催競技会への弁当提供可能数を把握し、弁当調製施設選考の参考にするため
- ・期間：令和4年5月11日～6月10日、6月24日（追加分）
- ・内容：施設概要、協力意向、提供可能数、配達・回収、衛生管理体制等
- ・対象：食品衛生法の飲食店営業許可がなされている市内施設で法人申請分96施設

#### (2) 調査結果

発送数	不達数	調査対象	回答数	回答率	協力可能施設数	協力未定施設数	協力不可施設数
(a)	(b)	(c)=(a-b)	(d)	(d/c)	(e)	(f)	(g)
96	1	95	30	31.57%	14	1	15

提供可能食数		1000食	500食	300食	200食	100食	50食	50食未満
		～	～	～	～	～	～	
		1			4	4	3	2
サンプル提供	可	1			3	2	3	2
	不可					1		
単価に応じた調製	可	1			4	3	3	1
	不可							
日替わりメニュー提供可能日数	3日				1		1	
	4日						1	1
	5日	1						
	6日				1			
	7日					2	1	
発注数の変更等（前日の何時の受付まで可能か）	2日以上前				1	2		
	11:00					2		
	12:00				2		1	2
	14:00				1		1	
	15:00	1					1	
弁当付属品・おしながきの提供	可	1			4	4	3	2
	不可							
保冷車に関する状況	配達・待機可	1			1	2		
	配達のみ可					1		1
	待機のみ可							

提供可能食数		1000食 ～	500食 ～	300食 ～	200食 ～	100食 ～	50食 ～	50食 未満
		1			4	4	3	2
弁当ガラの回収	可	1			4	2	2	1
	不可					2	1	1
「大規模調理施設 衛生管理マニュアル」に基づく対応	実施している	1			2	2	1	1
	実施なし				2	2	2	1
	実施なし：実施可				1		1	
	実施なし：不可					2		
HACCP に沿った衛生管理	実施している	1			4	4	3	2
	実施なし							
食品賠償保険等の加入	加入している	1			4	2	3	2
	加入していない					2		
検食の実施状況	実施している	1			2	2	1	1
	実施なし				2	2	2	1
	実施なし：実施可				1	2	2	1
	実施なし：不可							
調理従事者の検便の実施状況	実施している	1			3	2	1	1
	実施なし				1	2	2	1



## 第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調達要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、佐賀市で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA 2024国スポ」（以下「SAGA国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）に斡旋し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

SAGA 2024佐賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関等の協力を得て、大会参加者の弁当調達に係る業務を実施する。

### 3 弁当調達計画

弁当調達においては、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成する。

### 4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 斡旋弁当 選手・監督、視察員及び報道員等に斡旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

### 5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当にあつてはSAGA国スポの開催期間（公式練習日を含む。）、支給弁当にあつてはSAGA国スポの準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

### 6 弁当の料金

弁当の料金は、第78回国民スポーツ大会（佐賀県）宿泊要項に準じるものとする。

### 7 弁当調製施設の指定

- (1) 弁当調製施設の指定は、宿泊衛生専門委員会に設置する弁当部会（以下「部会」という。）において選定し、実行委員会が行う。
- (2) 実行委員会は前号の規定により弁当調製施設を指定するときは弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。

## 8 指定取り消し

指定取り消しは、前条の規定により指定を受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止もしくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

## 9 弁当引換所の設置及び運営

弁当引換所の設置及び運営は、実行委員会が衛生上の安全確保に配慮し適正に行う。

## 10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定めるものとし、必要に応じて部会において調査研究を行う。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(様式第1号)

弁当調製施設指定書

令和 年 月 日

様

SAGA2024佐賀市実行委員会  
会長 坂井 英隆

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」及び競技別リハーサル大会における弁当調製施設として下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
適用期間	

『弁当調達要項』比較表

項目	宇都宮市【第7回】	津市【第7回】	鹿児島市【第5回】※延期	水戸市【第7回】
目的 趣旨	【目的】 この要項は、宇都宮市で開催する「いちご一会とちぎ大会・いちご一会とちぎ大会」（以下、「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）に貸渡し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定めることを目的とする。	【趣旨】 この要項は、津市で開催する三重とこわか大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）に貸渡し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。	【趣旨】 この要項は、「第75回国民体育大会鹿児島県宿泊基本計画」に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。	【目的】 この要項は、水戸市で開催する第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」（以下「国体」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「国体参加者」という。）に貸渡し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定めることを目的とする。
実施方法	【実施方法】 大会参加者の弁当調達に係る業務は、関係機関、関係団体等の協力を得て、いちご一会とちぎ大会・とちぎ大会宇都宮市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施するものとする。	【実施方法】 三重とこわか大会・三重とこわか大会津市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、関係機関・関係団体等の協力を得て、三重とこわか大会の各競技会における弁当調達業務を実施する。	【実施方法】 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会鹿児島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関、団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。	【実施方法】 国体参加者の弁当調達に係る業務は、関係機関、関係団体等の協力を得て、いきいき茨城ゆめ国体、いきいき茨城ゆめ大会水戸市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施するものとする。
弁当調達計画	【弁当調達計画】 弁当調達においては、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成するものとする。	【弁当調達計画】 実行委員会は、弁当の調達に当たり、あらかじめ必要数を把握し、適切な弁当調達計画を作成するものとする。	【弁当調達計画】 弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を作成するものとする。	【弁当調達計画】 実行委員会は、弁当の調達に当たり、あらかじめ必要数を把握し、適切な弁当調達計画を作成するものとする。
弁当の種類 対象及び調達期間	【弁当の種類】 弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 競技弁当 選手、監督、視察員及び報道員に貸渡する弁当をいう。 (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。 【調達期間】 調達期間は、競技弁当にあっては大会の開催期間（公式練習日を含む。）、支給弁当にあっては大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。	【弁当を提供する大会参加者及び種別】 競技弁当（大会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。）及び支給弁当（実行委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。）を提供する参加者は、次のとおりとする。 (1) 競技弁当の対象は、選手、監督、視察員、報道員等とする。 (2) 支給弁当の対象は、競技役員、競技補助員、競技会補助員等とする。 【弁当の調達期間】 調達期間は、競技弁当にあっては国体の開催期間、支給弁当にあっては国体の準備、運営等に係る業務に従事する期間とする。	【対象及び調達期間】 (1) 選手、監督、視察員及び報道員等（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。 (2) 弁当の調達期間は、選手・監督等については大会開催期間（公式練習日を含む。）、役員等については大会業務に従事する期間とする。 【調達期間】 調達期間は、競技弁当にあっては国体の開催期間、支給弁当にあっては国体の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。	【弁当の種類】 弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 競技弁当 選手、監督、視察員及び報道員に貸渡する弁当をいう。 (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。 【調達期間】 調達期間は、競技弁当にあっては国体の開催期間、支給弁当にあっては国体の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。
弁当の料金	【弁当の料金】 弁当の料金は、第77回国民体育大会（栃木県）宿泊要項に準じるものとする。	弁当調理施設募集要項にて設定		【弁当の料金】 弁当料金は、次の各号に掲げるのとおりとする。 (1) 競技弁当（お茶付き） 900円以内（消費税別） (2) 支給弁当（お茶付き） 700円以内（消費税別）
指定及び取り消し	【弁当調理施設の指定】 弁当調理施設の指定は、宿泊衛生専門委員会に設置する弁当部会（以下「部会」という。）において選定し、宿泊衛生専門委員会が行うものとする。 【指定取り消し】 指定を取り消しは、前条の規定により受けた弁当調理施設が次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。 (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。 (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わなかったとき。 (3) 弁当調理施設の業務を無断で第三者に委託したとき。 (4) その他実行委員会が不適当と認めたとき	【弁当調理施設の指定及び取消し】 (1) 弁当調理施設については、基準に適合した弁当調理施設から実行委員会が指定する。 (2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調理施設を指定するときは、弁当調理施設指定書（様式第1号）を交付する。 (3) 実行委員会は、指定した弁当調理施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、その指定を取り消すことができる。 ア 食品衛生法関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。 イ 食品衛生法関係法令に基づく指導に速やかに従わなかったとき。 ウ 弁当調理施設の業務を無断で第三者に委託したとき。 エ その他、実行委員会が不適当と認めたとき。	【弁当調理施設の指定及び取消し】 (1) 弁当調理施設については、別に定める燃ゆる感動かごしま国体鹿児島市弁当調理施設選考委員会が選考した施設の中から実行委員会が指定する。 (2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調理施設を指定するときは、燃ゆる感動かごしま国体鹿児島市弁当調理施設指定書（様式第1号）を交付する。 (3) 実行委員会は、指定した弁当調理施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。 ア 食品衛生法関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。 イ 食品衛生法関係法令に基づく指導に速やかに従わなかったとき。 ウ 弁当調理施設の業務を無断で第三者に委託したとき。 エ その他、実行委員会が不適当と認めたとき。	【弁当調理施設の指定】 実行委員会は、宿泊衛生専門委員会弁当部会が選考した施設と協議し、適正と認められた施設を弁当調理に係る施設（以下「弁当調理施設」という。）に指定するものとする。 【指定取り消し】 実行委員会は、前条の規定により指定を受けた弁当調理施設が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。 (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。 (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わなかったとき。 (3) 弁当調理施設の業務を無断で第三者に委託したとき。 (4) その他実行委員会が不適当と認めたとき。
弁当引換所の設置及び運営	【弁当引換所の設置及び運営】 弁当引換所の設置及び運営は、衛生上の安全確保に配慮し適正に行うものとする。	【弁当引換所の設置及び運営】 競技会場内に弁当引換所を設置し、保健所等関係機関の指導に基づき、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行うものとする。	【弁当引換所の設置及び運営】 実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適切な運営を行う。	【弁当引換所の設置及び運営】 実行委員会は、競技会場に弁当引換所を設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行うものとする。
その他 運用 補則	【運用】 第2条から前条までの規定は、宇都宮市で開催される競技別リハーサル大会について準用する。 【補則】 (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定めるものとし、必要に応じて部会において調査研究を行うものとする。 (2) いちご一会とちぎ大会における弁当調達業務については、いちご一会とちぎ大会・とちぎ大会実行委員会が主体となって実施する。	【その他】 要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。	【その他】 (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。 (2) 競技別リハーサル大会においては、競技団体からの依頼があった場合、本要項4の規定に準じ、5（1）で指定する弁当調理施設を貸渡する。	【運用】 第2条から前条までの規定は、水戸市で開催されるリハーサル大会について準用する。 【補則】 この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定める。

## 第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設選考基準（案）

### 1 趣旨

この基準は、佐賀市で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA 2024国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選考を行うために必要な事項を定める。

### 2 対象施設

- (1) 所在地の市町村税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (2) 製造所が食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (3) 佐賀市内に本社又は製造所を有している業者であること。ただし実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 佐賀市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条の暴力団及び暴力団員又は密接関係者ではないこと。

### 3 施設の衛生管理

- (1) 選考時点において、過去3年間に食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生監視票が調査時点において80点以上であること。
- (3) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付衛食第85号）などHACCPの概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法及び施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。
- (4) 検食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (5) 検便は食品に直接接触する作業に従事する者（容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事する者を除く）に対し、競技会開催前の1ヶ月以内に以下の項目について実施すること（赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌及びノロウイルス）。
- (6) 食品賠償保険等に加入していること。

### 4 施設の調製能力

- (1) 大会時の提供可能数が、1回100食以上であること。
- (2) 前日午後6時までの受注に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時までの納入が可能であること。
- (3) 単価に応じた調製が可能であること。

- (4) 佐賀市の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (6) SAGA2024佐賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (7) メニューの日替わりが5日以上可能であること。
- (8) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

## 5 施設の対応能力

- (1) 冷蔵車など適切な温度管理のできる車両等による配達及び納入場所における弁当引換時間中の待機が可能であること。
- (2) 弁当付属品として、実行委員会の指示に沿ったお茶・割り箸・爪楊枝・お手拭き及び持ち運び用袋の提供ができること。
- (3) 実行委員会が指定する日時及び場所に搬入できること。また、同日に容器等を回収できること。
- (4) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等による表示ができること。
  - ア 弁当の名称
  - イ 原材料名（アレルゲン、原料米の産地等の表示を含む。）
  - ウ 添加物（アレルゲンを含む。）
  - エ 消費期限（時刻まで表示）
  - オ 保存方法
  - カ 製造所所在地・製造者名
  - キ その他食品表示関係法令により規定される表示
  - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
  - ケ 持ち帰りを禁止する表示
  - コ その他実行委員会が指示する表示
- (5) 実行委員会が指定する日時に弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (6) 荒天等により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に基づく対応ができること。

## 6 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における弁当についても、必要に応じてこの基準を準用する。
- (2) この基準に定めるもののほか、必要な場合には別途協議をして定める。

『弁当調製施設選考基準』比較表

項目	宇都宮市【第7回】	津市【第76回】	鹿児島市【第75回】※延期	水戸市【第74回】
目的 趣旨	【目的】 この基準は、宇都宮市で開催する「いちご一会とちぎ大会・とちぎ大会」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他の関係者に供給し、又は支給する弁当の調製施設の選考基準について、必要な事項を定めることを目的とする。	【目的】 この基準は、重要と認められる団体津市弁当調製施設選考基準に基づき、重要と認められる（以下、「団体」という。）に参加する選手・監督・役員・視察員・報道員及びその他の関係者（以下「関係者」という。）が提供する弁当の調製施設の選考基準を定める。	【目的】 この基準は、鹿児島市で開催する第75回国民体育大会「国体」ごしに開催される団体（以下「大会」という。）に参加する選手・監督・役員・視察員、報道員及びその他の関係者（以下「関係者」という。）が提供する弁当の調製施設の選考基準について、必要な事項を定めることを目的とする。	【目的】 この基準は、水戸市で開催する第74回国民体育大会「国体」ごしに開催される団体（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他の関係者に供給し、又は支給する弁当の調製施設の選考基準について、必要な事項を定めることを目的とする。
対象施設 立地条件 弁当調製体制	【大会】 大会に開催があり、いちご一会とちぎ大会・とちぎ大会宇都宮実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調製施設に対して協力的であること。 【弁当調製体制】 弁当調製施設の運営に万全を期するため、実行委員会が指定する弁当調製代行事業者と指定弁当調製施設相互間において円滑な業務の連携が可能であること。 【立地条件】 宇都宮市に本社及び製造所を有し、その製造所において食品衛生法の規定による営業許可を受けている事業者であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。	【対象施設】 (1) 食品衛生法に基づき営業許可を受けていること。 (2) 津市内に本社及び製造所を有する弁当調製施設であること。	【調製施設】 大会に開催があり、国体ごしに開催される団体・かこしま大会鹿児島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調製施設に対して協力的であること。 【弁当調製体制】 弁当調製施設の運営に万全を期するため、実行委員会が指定する弁当調製代行事業者と指定弁当調製施設相互間において円滑な業務の連携が可能であること。 【立地条件】 鹿児島市に本社及び製造所を有し、その製造所において食品衛生法の規定による営業許可を受けている事業者であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。	【対象施設】 対象施設について、次のすべての要件を満たしていること。 (1) 納税義務が履行されていること。 (2) 食品衛生法の規定による「飲食営業」の営業許可及び完成品を食品衛生法第5条第2項の規定による「そうじ」・「弁当調理高圧」の営業許可を受けていること。 (3) 水戸市内に本社又は製造所を有する弁当調製施設であること。 (4) 水戸市食品衛生法第5条第2項の規定による営業許可は同法第3条に規定する専ら調理業者等であること。
施設の衛生管理	【施設の衛生管理】 (1) 選手や観客に接触する食品に食中毒菌の検出がないこと。 (2) 食品衛生法に基づき営業許可を受けていること。 (3) 「食品衛生法に基づく営業許可」(平成9年3月24日厚生省令第5号)又は「A・C・P」の概念に基づく衛生管理に取組むとともに、施設の管理運営及び衛生管理に食品衛生法及び施設所在地の食品衛生法関係法令に基づき適正に取組まれていること。 (4) HACCPに沿った衛生管理に取り組み、施設の管理運営及び設備が食品衛生法に基づき適正に取組まれていること。 (5) 検査として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。 (6) 検査は検査に直接関係する作業に専ら従事する者（監督員を除く）が食品衛生法第5条第2項の規定に基づき行われ、検査結果の1ヶ月以内の項目について実施すること（希病原・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌及びロウイルス（動物）） (7) 食品衛生法関係等に参加していること。 (8) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。	【施設の衛生管理】 (1) 平成14年1月1日以後に、食中毒発生により食品衛生法に基づき営業許可処分を受けたことがないこと。 (2) 「食品衛生法に基づく営業許可」(平成9年3月24日厚生省令第5号)又は「A・C・P」の概念に基づく衛生管理に取組むとともに、施設の管理運営及び衛生管理に食品衛生法及び施設所在地の食品衛生法関係法令に基づき適正に取組まれていること。 (3) 検査は、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度を清潔な容器（ビニール袋等）に密封し、-20℃以下で2週間以上保存できること。 (4) 食品衛生法関係等に参加していること。 (5) 検査は検査に直接関係する作業に専ら従事する者（監督員を除く）が食品衛生法第5条第2項の規定に基づき行われ、検査結果の1ヶ月以内の項目について実施すること（希病原・チフス菌・パラチフス菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌及びロウイルス（動物））の全員に対し、国体開催前の1ヶ月以内に検体検査（希病原・サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）の実施が可能であること。 (6) 希病原・腸管出血性大腸菌検査項目は「ロウイルス（抗原検査）を含むもの」を含まない。 (7) 希病原・腸管出血性大腸菌検査項目は「ロウイルス（抗原検査）を含むもの」を含まない。 (8) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。	【施設の衛生管理】 (1) 平成13年2月2日現在 (2) 食品衛生法に基づく営業許可を受けていること（平成13年2月2日現在） (3) 「食品衛生法に基づく営業許可」(平成9年3月24日厚生省令第5号)又は「A・C・P」の概念に基づく衛生管理に取組むとともに、施設の管理運営及び衛生管理に食品衛生法及び施設所在地の食品衛生法関係法令に基づき適正に取組まれていること。 (4) 検査は、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度を清潔な容器（ビニール袋等）に密封し、-20℃以下で2週間以上保存できること。 (5) 検査は検査に直接関係する作業に専ら従事する者（監督員を除く）が食品衛生法第5条第2項の規定に基づき行われ、検査結果の1ヶ月以内の項目について実施すること（希病原・チフス菌・パラチフス菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌及びロウイルス（動物））の全員に対し、国体開催前の1ヶ月以内に検体検査（希病原・サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）の実施が可能であること。 (6) 希病原・腸管出血性大腸菌検査項目は「ロウイルス（抗原検査）を含むもの」を含まない。 (7) 食品衛生法関係等に参加していること。	【施設の衛生管理】 施設の衛生管理について、次のすべての要件を満たしていること。 (1) 選手や観客に接触する食品に食中毒菌の検出がないこと。 (2) 食品衛生法に基づき営業許可を受けていること。 (3) 関係者に対する「衛生管理」のチェックリストに検査を実施できること。この場合における検査項目は、希病原、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌（O-157、O-26）及びロウイルス（動物）を含むこと。 (4) 検査として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。 (5) 「食品衛生法に基づく営業許可」(平成9年3月24日厚生省令第5号)又は「A・C・P」の概念に基づく衛生管理に取組むとともに、施設の管理運営及び衛生管理に食品衛生法及び施設所在地の食品衛生法関係法令に基づき適正に取組まれていること。 (6) 食品衛生法関係等に参加していること。
施設の調製能力	【施設の調製能力】 (1) 大会時提供可能数が、平日、土曜日、日曜日、祝日も1日300食以上であること。 (2) 平日午後8時までの受注に対し、当日午前11時の納品が可能であること。 (3) 平日に合わせた調製が可能であること。 (4) 宇都宮市の特色を活かした弁当の調製が可能であること。 (5) 栄養成分及び食品成分を考慮したバランスの高い献立の提供が可能であること。 (6) 実行委員会が指定する容器、包装紙等の提供が可能であること。 (7) メニューの日替わりが7日以上可能であること。 (8) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。	【施設の調製能力】 (1) 大会時の提供可能数が、平日、土曜日、日曜日、祝日も1日300食以上であること。 (2) 平日午後8時までの受注に対し、当日午前11時の納品が可能であること。 (3) 平日に合わせた調製が可能であること。 (4) 原料に津産品又は三重県産品を積極的に採用する等、津の特色を活かした弁当の調製が可能であること。 (5) 栄養成分及び食品成分を考慮したバランスの高い献立の提供が可能であること。 (6) 実行委員会が指定する容器、包装紙等の提供が可能であること。 (7) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。	【施設の調製能力】 (1) 大会時提供可能数が、平日、土曜日、日曜日、祝日も1日300食以上であること。 (2) 平日午後8時までの受注に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時の納品が可能であること。 (3) 平日に合わせた調製が可能であること。 (4) 原料に津産品又は三重県産品を積極的に採用する等、津の特色を活かした弁当の調製が可能であること。 (5) 栄養成分及び食品成分を考慮したバランスの高い献立の提供が可能であること。 (6) 実行委員会が指定する容器、包装紙等の提供が可能であること。 (7) メニューの日替わりが7日以上可能であること。 (8) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。	【施設の調製能力】 施設の調製能力について、次のすべての要件を満たしていること。 (1) 1日300食以上の提供が可能であること。 (2) 平日午後8時までの受注で、賞味期限を当日の午後2時に設定した弁当を午前11時まで納入可能であること。 (3) 原料の品質が、平日に適合していること。 (4) 原料に水戸産品又は茨城県産品を積極的に採用し、「水戸らしさ」及び「水戸の味」を表現できる献立が可能であること。 (5) 栄養成分・カロリー・カロリー等に配慮した献立の提供が可能であること。 (6) 弁当容器に、次の項目をビニール袋等で表示できること。 イ 賞味期限（時刻まで表示） ロ 調製施設所在地及び代表者 ニ 原材料名（食品添加物、アレルギー（特定原材料） ホ 保存方法 カ オススメおしりあげ（おしりあげ）等、早期の喫食を奨励する旨 キ 年数は指定しないこと (7) 単一の施設で、かつ第三者に委託することなく調製が可能であること。 (8) 単日に合わせた調製が可能であること。 (9) 実行委員会が指定する容器、包装紙等の提供が可能であること。
施設の対応能力	【施設の対応能力】 (1) 迅速な対応可能な温度管理のできる車両等による配達ができ、納入場所において弁当引換期間中の提供が可能であること。 (2) 弁当引換期間として、お茶・割り箸・紙コップ・お手拭き及び持ち運び用ビニール袋の納品ができること。 (3) 実行委員会が指定する日時及び場所に対応できること。また、同日に容器等を回収できること。 (4) 弁当の名称、消費期限（時刻まで）、原材料名（食品添加物、アレルギー（特定原材料））、遺伝子組み換え等の表示を含む）、保存方法、早期の喫食の奨励、持ち運びに際しては弁当の引換期間中の提供が可能であること。 (5) 実行委員会が指定する日時に弁当引換及び写真的な提供が可能であること。 (6) 雨天等により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に対応できること。 (7) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。	【施設の対応能力】 (1) 迅速な対応可能な温度管理のできる車両等による配達ができ、納入場所において弁当引換期間中の提供が可能であること。 (2) 弁当引換期間として、お茶・割り箸・紙コップ・お手拭き及び持ち運び用ビニール袋の納品ができること。 (3) 実行委員会が指定する日時及び場所に対応できること。また、同日に容器等を回収できること。 (4) 弁当の名称、消費期限（時刻まで）、原材料名（食品添加物、アレルギー（特定原材料））、遺伝子組み換え等の表示を含む）、保存方法、早期の喫食の奨励、持ち運びに際しては弁当の引換期間中の提供が可能であること。 (5) 実行委員会が指定する日時に弁当引換及び写真的な提供が可能であること。 (6) 雨天等により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に対応できること。 (7) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。	【施設の対応能力】 (1) 迅速な対応可能な温度管理のできる車両等による配達ができ、納入場所において弁当引換期間中の提供が可能であること。 (2) 弁当引換期間として、お茶・割り箸・紙コップ・お手拭き及び持ち運び用ビニール袋の納品ができること。 (3) 実行委員会が指定する日時及び場所に対応できること。また、同日に容器等を回収できること。 (4) 弁当の名称、消費期限（時刻まで）、原材料名（食品添加物、アレルギー（特定原材料））、遺伝子組み換え等の表示を含む）、保存方法、早期の喫食の奨励、持ち運びに際しては弁当の引換期間中の提供が可能であること。 (5) 実行委員会が指定する日時に弁当引換及び写真的な提供が可能であること。 (6) 雨天等により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に対応できること。 (7) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。	【施設の対応能力】 施設の対応能力について、次のすべての要件を満たしていること。 (1) 迅速な対応可能な温度管理のできる車両等による配達ができ、納入場所において弁当引換期間中の提供が可能であること。 (2) 弁当引換期間として、お茶・割り箸・紙コップ・お手拭き及び持ち運び用ビニール袋等の提供が可能であること。かつ適正な処置が可能であること。 (3) 弁当の名称、消費期限（時刻まで）、原材料名（食品添加物、アレルギー（特定原材料））、遺伝子組み換え等の表示を含む）、保存方法、早期の喫食の奨励、持ち運びに際しては弁当の引換期間中の提供が可能であること。 (4) 単日に合わせた調製が可能であること。 (5) 実行委員会が指定する日時に弁当引換及び写真的な提供が可能であること。 (6) 雨天等により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に対応できること。
要件 その他	【要件】 (1) 宇都宮市の市営及び地方自治体の所有でないこと。 (2) 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年第3号）第2条第1項及び第2項に規定する暴力団関係者でないこと。 【その他】 (1) 競技別リハーサル大会における弁当についても、必要に応じてこの基準を準用する。 (2) いちご一会とちぎ大会における弁当調製施設の選考については、いちご一会とちぎ大会・とちぎ大会実行委員会が主体となって実施する。	【その他】 この基準に定められるもののほか、必要な場合には別途協議を定める。	【要件】 (1) 鹿児島市の市営及び地方自治体の所有でないこと。 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成33年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。 【その他】 競技別リハーサル大会における弁当についても、必要に応じてこの基準を準用する。	【要件】 第2条第2項に定めるものは、水戸市で開催されるリハーサル大会について準用する。

## 第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設募集要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、佐賀市で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA 2024国スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の募集を行うために必要な事項を定める。

### 2 業務内容

昼食弁当の調製、会場への配達及び弁当容器の回収

### 3 応募要件

第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設選考基準を満たすこと。

### 4 応募方法

次の書類を「提出・問い合わせ先」まで郵送または持参により提出すること。

- (1) 誓約書兼承諾書（様式第1号）
- (2) 調査票（様式第2号）
- (3) 食品衛生監視票の写し（応募日以前1年以内のもの）
- (4) 営業許可証の写し
- (5) 納税証明書（市町村税、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明できるもの）
- (6) 食品賠償保険証の写し

### 5 募集期間

令和4年10月3日（月）から令和4年12月2日（金）まで  
持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで（※土曜日、日曜日、祝日は除く）郵送の場合は締切日必着。

### 6 選定方法

提出された誓約書兼承諾書等に基づき審査を行い、SAGA2024佐賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が弁当調製施設を選定する。選定の結果は、応募のあった全事業者あてに文書で通知する。

### 7 その他



- (1) 各様式は実行委員会のホームページからダウンロードすること。
- (2) 書類の郵送費用等応募に要する費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるが実行委員会の弁当調製施設の選考業務に限り使用する（食品衛生指導、税の滞納調査のため関係機関にその写しを提供する場合がある。）。なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供又は開示しない。
- (4) 弁当調製施設として選定された場合でも、発注を確約するものではない。
- (5) 数量及び配達場所については、実行委員会の指示によるものとする。

## 8 提出・問い合わせ先

SAGA2024佐賀市実行委員会事務局

(佐賀市国スポ・全障スポ推進部 国スポ・全障スポ競技課内)

〒840-0831 佐賀市松原一丁目3番5号まるなかビル4階

TEL : 0952-40-7346 FAX : 0952-20-5008

E-mail : kokuspokyogi@city.saga.lg.jp

様式第1号

第78回国民スポーツ大会 佐賀市弁当調製施設  
誓約書兼承諾書

- SAGA2024佐賀市実行委員会が行う弁当調達業務に協力します。
- 誓約書兼承諾書及び添付書類の記載事項については事実と相違ありません。
- 第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設選考基準の内容を全て満たしていることを誓約します。
- 佐賀市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条の暴力団及び暴力団員又は密接関係者ではありません。
- 本誓約書兼承諾書を以て選考基準の内容について関係官庁等に調査、照会をすることを承諾します。

令和 年 月 日

SAGA2024佐賀市実行委員会  
会長 坂井 英隆 様

所在地

応募者氏名（法人にあつては名称および代表者氏名）  
（自筆）

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号

FAX番号

E-mail

添付書類

- （1）調査票（様式第2号）
- （2）食品衛生監視票の写し（応募日以前1年以内のもの）
- （3）営業許可証の写し
- （4）納税証明書（市町村税、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明できるもの）
- （5）食品賠償保険証の写し

第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設  
調査票

施設概要	ふりがな		実行委員会記入欄	
	施設名		No.	
	ふりがな		ふりがな	
	代表者名		担当者名	
	所在地 〒	—	(電話	—
		(FAX	—	— )
		(E-mail		)
弁当の調製	1	国スポに提供可能な食数	平日 (	食)
			土曜日 (	食)
			日曜日 (	食)
			祝日 (	食)
	2	前日午後6時までの受注、当日午前11時までの納入	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
	3	単価に応じた調製	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
	4	佐賀市の特色を活かした弁当の調製	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
5	栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	
6	実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	
7	メニューの日替わりが5日以上	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	
施設の対応	8	冷蔵車等による適切な温度管理のできる車両による配達・待機	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
	9	実行委員会が指定する弁当付属品の提供	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
	10	実行委員会が指定する日時及び場所への搬入、容器等の回収	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
	11	弁当容器に実行委員会が指定する項目でのラベルシールの添付	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
	12	実行委員会が指定する日時に弁当献立、試食弁当及び写真の提供	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
	13	荒天等による大会変更、中止による実行委員会の指示への対応	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
衛生管理	14	過去3年以内の食中毒の事故歴	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	15	「大量調理施設衛生管理マニュアル」の実践	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
	16	HACCPに沿った衛生管理に取り組む等、施設の管理運営及び整備が食品衛生法等に基づき適正になされている	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
	17	検食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度を清潔な容器に密封し-20℃以下、2週間以上の保存	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
	18	競技会開催前の1か月以内に検便検査の実施	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
	19	食品賠償保険等への加入	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可

『弁当調製施設募集要項』比較表

項目	宇都宮市【第7回】	津市【第6回】	鹿角島市【第75回】※延期	水戸市【第74回】																		
目的	【目的】 この要項は、宇都宮市で開催する「いちご一会とちぎ団体・とちぎ大会」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者に貸渡し、又は支給する弁当の調製施設の募集を行うために必要な事項を定めることを目的とする。	令和3年に開催する三重とこわか団体の津市開催競技において、選手、監督をはじめとした大会参加者等の昼食を手配する弁当調製施設を募集します。	意向調査を基に業者説明会にて書類等の提出について説明	弁当調達業者説明会（業者向け）にて意向確認書類等の提出について説明																		
業務内容	【業務内容】 昼食弁当の調製、会場への配達及び弁当容器の回収																					
応募要件	【応募要件】 いちご一会とちぎ団体・とちぎ大会 宇都宮市弁当調製施設選考基準を満たすこと。	【応募要件】 (1) 三重とこわか団体津市弁当調製施設選考基準を全て満たすこと。 (2) 法人市民税（事業を営む個人の場合は住民税）、固定資産税及び軽自動車税の滞納がないこと。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。																				
弁当の種類及び単価		<p>【弁当の種類及び単価】 弁当の種類及び単価については下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>対象者</th> <th>取組期間</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">弁当</td> <td>選手、監督</td> <td>9:00 閉山内（消費税別）</td> <td>・お茶（紙パック等） ・お菓子</td> </tr> <tr> <td>視察員、報道員、役員等</td> <td>津市開催競技の開催期間</td> <td>・お茶（紙パック等） ・お菓子</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">弁当</td> <td>大会役員</td> <td>7:00 閉山内（消費税別） 昼・夜別</td> <td>・お茶（紙パック等） ・お菓子</td> </tr> <tr> <td>競技補助員等</td> <td></td> <td>・お茶（紙パック等） ・お菓子</td> </tr> </tbody> </table> <p>（この表の他、必要がある場合には別途協議のうえ決めることとする。）</p>	種類	対象者	取組期間	単価	弁当	選手、監督	9:00 閉山内（消費税別）	・お茶（紙パック等） ・お菓子	視察員、報道員、役員等	津市開催競技の開催期間	・お茶（紙パック等） ・お菓子	弁当	大会役員	7:00 閉山内（消費税別） 昼・夜別	・お茶（紙パック等） ・お菓子	競技補助員等		・お茶（紙パック等） ・お菓子		
種類	対象者	取組期間	単価																			
弁当	選手、監督	9:00 閉山内（消費税別）	・お茶（紙パック等） ・お菓子																			
	視察員、報道員、役員等	津市開催競技の開催期間	・お茶（紙パック等） ・お菓子																			
弁当	大会役員	7:00 閉山内（消費税別） 昼・夜別	・お茶（紙パック等） ・お菓子																			
	競技補助員等		・お茶（紙パック等） ・お菓子																			
応募方法	【応募方法】 次の書類を「提出・問い合わせ先」まで郵送または持参により提出すること。 (1) 誓約書承諾書（様式第1号） (2) 調査票（様式第2号） (3) 食品衛生監視票の写し（応募日より1年以内のもの） (4) 営業許可証の写し (5) 納税証明書（消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証明できるもの） (6) 食品賠償保証書の写し (7) 法人の登記事項証明書（応募日より3か月以内のもの）	【応募方法】 次の書類を「受付・問い合わせ先」まで郵送又は持参により提出してください。 ア 三重とこわか団体津市弁当調製施設応募用紙（様式第1-1号） イ 弁当調製予定施設一覧（様式第1-2号）※1 ウ 三重とこわか団体津市弁当調製施設調査票（様式第2号） エ 食品衛生監視票の写し（応募受付日の6か月以内に発行されたもの。） オ 営業許可書の写し カ 市税の完納証明書（原本） キ 誓約書承諾書（様式第3号） ク 食品賠償保証書に加入している場合には保険証書の写し ケ その他、実行委員会が必要と認めるもの ※1 複数施設にて弁当調製を予定する場合に提出してください。																				
募集期間	【募集期間】 令和2年9月1日（火）から令和2年9月30日（水）まで 持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで（※土曜日、日曜日、祝日は除く）郵送の場合は締切日必着。	【受付期間】 令和2年7月1日（水）から三重とこわか団体津市開催競技最終日まで 8：30～17：15（土日祝日を除く）																				
選定方法	【選定方法】 提出された誓約書承諾書等に基づき審査を行い、市実行委員会が弁当調製施設を選定する。選定の結果は、応募のあった全事業者あてに文書で通知する。	【選考方法】 提出された書類に基づき審査を行い、実行委員会が弁当調製施設を選定します。選定の結果は文書で通知します。																				
その他	【その他】 (1) 各様式は市実行委員会のホームページからダウンロードすること。 (2) 書類の郵送費用等は応募者の負担とする。 (3) 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるが市実行委員会の弁当調製業務に限り使用する。（食品衛生指導、後の帯回調査のため関係機関への写しを提出する場合がある。）なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供又は開示しない。 (4) 弁当調製施設として選定された場合でも、発注を確約するものではない。 (5) 数量及び配達場所については、市実行委員会の指示によるものとする。	【その他の注意事項】 ア 応募用紙その他の提出書類は返却しません。 イ この応募用紙の提出をもって弁当調製施設に決定するものではありません。また、弁当調製施設として選定された場合でも、弁当の発注を確約するものではありません。																				
提出・問い合わせ先	【提出・問い合わせ先】 〒320-0026 宇都宮市馬場通り1丁目1番1号二荒山会館内 宇都宮市団体・障害者スポーツ大会事務局 いちご一会とちぎ団体・とちぎ大会宇都宮実行委員会事務局 TEL：028-678-6191 FAX：028-678-6194 ホームページ：https://www.utsunomiya-tochigikokutai.jp/	【受付・問い合わせ先】 三重とこわか団体・三重とこわか大会津市実行委員会事務局 （津市団体・障害者スポーツ大会推進局 競技運営課 運営調整担当） 〒514-0056 津市北河原町19-1メッセウイング・みえ2階 電話059-229-3610 FAX059-229-3260																				

# その他

## これまでの経過と今後のスケジュールについて

	日程	項目	内容
令和4年度	2月28日	第2回宿泊衛生専門委員会 (書面開催)	○弁当部会設置要項の決定
	5月11日～ 6月10日	弁当調製施設基礎調査	○市内の弁当調製施設に対し、参加意思の有無や調製能力等についての調査
	8月25日	第1回弁当部会	○弁当調達要項について ○弁当調製施設選考基準について ○弁当調製施設募集要項について
	10月～	弁当調製施設公募	○選考基準に沿った弁当調製施設の募集
	1月	第2回弁当部会	○弁当調製施設の選考について
	2月	第3回宿泊衛生専門委員会	○弁当調製施設の指定
	3月	弁当調達業務説明会	○弁当調達業務について(業者説明会)
令和5年度	4月	食品衛生講習会	○食品衛生講習会の実施
	6月～	各リハーサル大会	○各リハーサル大会における弁当調達業務
	11月	第3回弁当部会	○メニュー審査など
	1月	第4回宿泊衛生専門委員会	○メニュー審査の改善報告を受けての最終改善審査
令和6年度	6月	第4回弁当部会	○試食会、箱デザイン、ラベル確認など
	6～7月	食品衛生講習会	○食品衛生講習会の実施
	9月～	SAGA2024国スポ	○国スポにおける弁当斡旋及び支給業務

※今後の進捗において、変更がある場合もあります。

# (参考資料)

# 資料 1

## SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会

(順不同・敬称略)

所属団体名	役職	氏名	備考
SAGA2024佐賀市実行委員会事務局	事務局長	鶴 光久	部会長
(公社)佐賀県食品衛生協会佐賀中部支部	副支部長	川原 常宏	副部会長
(公社)佐賀県栄養士会佐賀中部支部	会員	雪正 美和子	
佐賀県佐賀中部保健福祉事務所	衛生対策課 食品衛生担当 係長	橋本 喜泰	
佐賀市農林水産部農業振興課	地産地消推進係長	村岡 勝己	

合計 5名

【令和2年2月18日 準備委員会第1回宿泊衛生専門委員会審議】

【令和2年10月5日 準備委員会第2回常任委員会決定】

## 第78回国民スポーツ大会佐賀市医事・衛生基本計画

### 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2023国スポ」の医事・衛生については、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が十分な活躍と観覧ができるよう万全を期するため、「第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画」に基づき、関係機関、関係団体等と緊密に連携し、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

### 2 内容

#### (1) 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送など、医療救護体制を整える。

#### (2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

#### (3) 食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、宿舍及び食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

#### (4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関、関係団体等はもとより、広く市民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適切な処理、ねずみ・衛生害虫等の駆除、飲料水による事故防止、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。



【令和3年2月1日 実行委員会第1回総務企画専門委員会審議】

【令和3年5月31日 実行委員会第1回常任委員会決定】

## 第78回国民スポーツ大会佐賀市観光・接伴基本計画

### 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「SAGA国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の観光・接伴については、「第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画」に基づき、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、歴史、文化、自然など本市の多彩な魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

### 2 内容

#### (1) 歓迎装飾の実施

大会参加者等を歓迎するとともに、SAGA国スポの開催機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場、主要駅等に歓迎装飾を行う。

#### (2) 案内所の設置等

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の多彩な魅力に触れていただくため、競技会場、主要駅等への案内所の設置やエクスカージョンを提供する。

#### (3) 休憩所の設置

大会参加者等が憩いの場として利用するため、競技会場に休憩所を設置する。

#### (4) 売店等の設置

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、競技会場に売店等を設置する。

#### (5) おもてなしの提供

関係機関・団体等の協力を得て接遇意識の高揚を推進するとともに、大会参加者等との交流や本市への誘客を図るため、心のこもったおもてなしを提供する。

## 第78回国民スポーツ大会佐賀市リハーサル大会開催基本計画

### 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「SAGA国スポ」という。）に備えて本市で開催する競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）については、県の「SAGA2024国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項」及び「第78回国民スポーツ大会佐賀市競技運営基本計画」に基づき、競技会の運営能力の向上と市民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係機関等と協力して開催する。

### 2 大会の選定

リハーサル大会は、県及び競技団体との協議により選定する。

### 3 大会の運営

リハーサル大会は、原則としてSAGA国スポに準じて運営するものとし、競技団体と協力し、目的や実情に応じ、必要最小限の経費で創意工夫を凝らして、質の高い効率的な大会運営に努める。

### 4 内容

#### (1) 実施本部の設置

リハーサル大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

#### (2) 競技運営

##### ア 競技運営

競技運営の主管は競技団体とし、SAGA2024佐賀市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は競技団体との緊密な連携のもとに、合理的かつ効率的な運営に努める。

##### イ 競技記録の収集及び速報

競技団体との緊密な連携のもとに、迅速かつ正確な記録の収集及び速報に努める。

#### (3) 式典

##### ア 開・閉会式及び表彰式

開・閉会式及び表彰式（以下「式典」という。）は、競技団体と協議し、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。

##### イ 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど簡素化に努める。

(4) 施設

リハーサル大会で使用する施設は、原則としてSAGA国スポで使用する競技会場を充てることとし、できる限りSAGA国スポと同じ条件により行う。また、リハーサル大会の運営に必要な仮設施設については、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、整備する。

(5) 競技物品

リハーサル大会に必要な競技物品については、既存物品を活用することとし、不足する場合は、借用での対応を基本とする。また、物品を新たに購入する場合は、SAGA国スポでの使用を考慮し、必要最小限とする。

(6) 広報・市民運動

SAGA国スポに対する市民の理解を深め、市民総参加の機運を盛り上げるため、広報活動及び市民運動を展開する。

(7) 観光・おもてなし

リハーサル大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「リハーサル大会参加者」という。）並びに一般観覧者に心のこもったおもてなしを提供するため、必要に応じて歓迎装飾や案内所、休憩所、売店等を設置する。

(8) 医事・衛生

リハーサル大会参加者及び一般観覧者（以下「リハーサル大会参加者等」という。）の傷病に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

(9) 感染症の感染拡大防止

リハーサル大会参加者等が安心安全に参加できるように、国及び公益財団法人日本スポーツ協会並びに各中央競技団体が策定する感染拡大予防ガイドラインを参考に必要な感染拡大防止対策を、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、実施する。

(10) 輸送交通

リハーサル大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を

利用する。ただし、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、計画輸送を行う。

(11) 警備・消防

リハーサル大会を安全かつ円滑に運営するため、関係機関等と連携し、雑踏事故、火災その他災害、事故等の未然防止に努めるとともに、非常時における緊急対応に万全を期する。

(12) その他

ア この計画に定めるもののほか、必要な事項は、市実行委員会の各基本計画に準じて実施する。

イ 第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024全障スポ」におけるリハーサル大会については、佐賀県が設置したSAGA2024実行委員会が主体となって実施する。

## 第78回国民スポーツ大会佐賀市式典基本計画

### 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「SAGA国スポ」という。）において本市で開催する式典については、大会参加者への歓迎、賞賛を表すものとし、「第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画」に基づき、簡素・効率化等の創意工夫を図りつつ、本市の特色を生かした式典とする。

### 2 内容

#### (1) 開始式

開始式を実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努めることとする。

#### (2) 表彰式

表彰式は、競技団体及び関係機関等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が、一般観覧者を含め競技会に参加した多くの人々と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。

#### (3) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。

### 3 その他

(1) この計画に定めるもののほか、SAGA国スポに関するその他の式典については、佐賀県が設置したSAGA2024実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が主体となって実施する。

(2) 第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024全障スポ」における式典については、県実行委員会が主体となって実施する。

## 第78回国民スポーツ大会佐賀市消防防災・警備基本計画

### 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」における消防防災・警備業務については、「第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画」に基づき、消防・警察その他関係機関等（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携のもとに、消防防災・警備体制の確立を図り、競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期することを目的とする。

### 2 基本事項

#### (1) 消防防災対策

- ア 競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）の火災その他の災害予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救急・救助に関する対策を講じる。
- イ 大会期間中の火災その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、防火・防災に対する意識の向上を図る。

#### (2) 警備対策

- ア 競技会場等における事故及び事件の防止を重点とした適切な諸対策を講じる。
- イ 大会期間中には、警察その他関係機関等と連携を図り、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

#### (3) 大規模災害・突発重大事案対策

佐賀市地域防災計画を踏まえ、大規模災害及び突発重大事案の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助等に関する対策を講じる。

#### (4) 関係機関との連絡調整

消防防災・警備業務の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。

### 3 その他

第23回全国障害者スポーツ大会における消防防災・警備業務については、佐賀県が設置したSAGA2024実行委員会が主体となって実施する。

## SAGA2024佐賀市実行委員会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、SAGA2024佐賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 実行委員会は、第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会において、佐賀市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

#### (所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

### 第2章 組織

#### (組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 佐賀市を代表する者
- (3) 佐賀市議会を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

#### (役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

#### (役員を選任)

第6条 会長は、佐賀市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

#### (役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。



(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 第5項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長及び副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
  - 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
  - 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
  - 5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
  - 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
    - (1) 総会から委任された事項に関すること。
    - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託又は委任に関すること。
    - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
    - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
  - 7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
  - 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
  - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
  - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、こ

れを専決処分することができる。

- 2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、佐賀市に帰属するものとする。

#### 第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年10月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和2年11月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会則の施行の際現に第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれSAGA2024佐賀市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

## SAGA2024佐賀市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、SAGA2024佐賀市実行委員会会則（令和元年6月3日施行）第13条第3項の規定に基づき、SAGA2024佐賀市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにSAGA2024佐賀市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからSAGA2024佐賀市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会

を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年8月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月2日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 開催推進総合計画に関する事 2 広報及び市民運動に関する事 3 観光及び接伴に関する事 4 他の専門委員会に属さない事項に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
競技式典 専門委員会	1 競技に関する事 2 式典に関する事 3 施設に関する事 4 その他競技式典に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関する事 2 医事及び衛生に関する事 3 その他宿泊衛生に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
輸送交通 専門委員会	1 輸送及び交通に関する事 2 消防及び警備に関する事 3 その他輸送交通に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事